

久留米市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者に関する基本的かつ総合的な施策の指針となる障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定による久留米市障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による久留米市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、久留米市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画原案の策定
- (2) 障害福祉計画原案の策定

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる区分より市長が委嘱する20人以内の委員をもって構成する。

- (1) 市民代表
- (2) 障害者福祉関係者
- (3) 健康・福祉関係事業者
- (4) 健康・福祉関係機関
- (5) 雇用・就労関係
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要ある時は委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、場合によっては、資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、委員会の任務を補佐するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び委員以外で市長が特に必要と認め委嘱する者をもって構成する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第8条 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、久留米市健康福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。